

鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲

提案事項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
移譲事務	有害鳥獣捕獲等の許可、許可証等の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等	鳥獣の飼養の登録、登録票交付等	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とそれらを加工した食料品）の販売許可、許可証交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等
本県の移譲状況	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成20年度に移譲完了）	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成12年度に移譲完了）	県内の61市町村に特例条例により権限移譲済
効果	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に対して、迅速な調査や地元狩猟者との円滑な連携がしやすく、農作物被害等に速やかに対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に対して、迅速に対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第1版）
（都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものである。

各都道府県においては、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いしたい。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図られたい。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第1版 平成26年4月

出典:文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/)

【目次】

第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

- 1 制度の趣旨・目的 1
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要 1
- 3 制度の概要 2

第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要 6

第3章 都道府県における事務

- 1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務 7
- 2 就学支援金の支給 8
- 3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定 22
- 4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書 23
- 5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開 23
- 6 転学に伴う就学支援金の取扱い 24
- 7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い 25
- 8 株式会社立高等学校の扱い 25
- 9 広域通信制高等学校の扱い 25
- 10 公立高等専門学校、公立専修学校高等課程の扱い 25
- 11 高等学校等就学支援金事務費交付金 25

第4章 学校における事務

- 1 生徒・保護者への制度の周知 26
- 2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等 26
- 3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出 26
- 4 収入状況届出書等のとりまとめ、都道府県への提出 26
- 5 受給資格認定書の受理、生徒への配付 27
- 6 就学支援金の支給決定（予定） 27
- 7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺 27
- 8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定 29
- 9 就学支援金の受給資格消滅通知 30
- 10 就学支援金の支給停止、再開 30

参考資料 各種様式

※本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

1 制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

- ① 高等学校等への進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。
- ② 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。
- ③ 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権 A 規約^(※)にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

(※) 国際人権 A 規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。(我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。)

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

- ① 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。
- ② 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

(1) 法律の趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすること。

(2) 対象となる学校

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（*）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

*対象となる国家資格者養成施設

- ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・ 准看護師養成所
- ・ 調理師養成施設
- ・ 製菓衛生師養成施設

※専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているものについては、平成26年4月1日以降に当該学校の第1学年に入学する者から、学年進行で対象となる。

(3) 就学支援金の支給

① 受給資格

就学支援金は、(2)の高等学校等(以下「高等学校等」という。)に在学する生徒で日本国内に住所を有する者(以下「受給資格者」という。)に対して支給する。

② 受給資格の認定

受給資格者は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等(同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程)の設置者を通じて、都道府県に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

③ 就学支援金の額

- a 就学支援金は、②の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額)とする。
- b 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、aの支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。
- c aの支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

④ 就学支援金の支給

- a 都道府県は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。
- b 就学支援金の支給は、受給権者が②の認定の申請をした日の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

⑤ 代理受領等

支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

⑥ 収入の状況の届出

受給権者は、毎年、都道府県が定める日までに、保護者等の収入の状況に関する事項を、都道府県に届け出なければならない。

⑦ 就学支援金の支払の一時差止め

受給権者が、正当な理由なく⑥の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

3 制度の概要

(1) 対象となる学校種

2 (2) のとおり。

(2) 支給の対象となる者

高等学校等(上記(1)の対象となる学校種)に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

① 日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その

教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

- ②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者
- ③高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

- ④所得制限基準に該当する者
法第3条第2項第3号に掲げる「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」として、保護者等の市町村民税所得割額が304,200円以上である者

(3) 2校以上の高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に2校以上の高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する就学支援金を支給する。

(4) 就学支援金の額

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公立	9,900(注)	400	9,900*	9,900*	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は加算の対象となるもの

(注) 公立の高等学校及び中等教育学校の定時制課程は2,700円
公立の高等学校及び中等教育学校の通信制課程は520円

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

(5) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第3章2(4)参照。

(6) 所得に応じた支給

①制度の概要

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公私立の高等専門学校、公私立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を1.5倍～2.5倍した額を上限として支給する。

- a 年収250万円未満程度の世帯：年間118,800円の2.5倍の額(297,000円)
- b 年収250～350万円未満程度の世帯：年間118,800円の2倍の額(237,600円)
- c 年収350～590万円未満程度の世帯：年間118,800円の1.5倍の額(178,200円)
- d 年収590～910万円未満程度の世帯：年間118,800円

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

②所得確認

○所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断。

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額
所得制限	304,200 円以上
通常の手給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満
通常の手給限度額の 1.5 倍の額	51,300 円以上 154,500 円未満
通常の手給限度額の 2 倍の額	100 円 (※) 以上 51,300 円未満
通常の手給限度額の 2.5 倍の額	0 円 (非課税)

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が 1 ～ 99 円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1 ～ 99 円と記載されている場合であっても、2.5 倍加算の対象となる。

(7) 就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

(8) 支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月である。

(9) 受給資格認定

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書に保護者等（生徒の親権を行う者等）の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に提出し、その認定を受ける必要がある。

(10) 就学支援金の支給

就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

(11) 代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者による代理受領でもって行われる。これは、就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにするとともに、事務経費を極力抑えることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになるが、例えば、年額の授業料について就学支援金の受給前に一括納付を受けており、生徒に対して有する授業料債権が存在しないような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは就学支

援金が交付された後に、就学支援金相当額を返金する必要がある。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、(都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の)代理受領は行われない。

(12) 収入の状況の届出

- ① 受給権者である生徒は、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、都道府県が定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(以下「収入状況届出書」という。)を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県に提出しなければならない。
- ② ①にかかわらず、受給権者である生徒(就学支援金の支給が停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を添付することを要しない。

(13) 就学支援金の支払の一時差止め

都道府県は、受給権者である生徒が、正当な理由がなく(12)の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(14) 休学

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は(8)の支給期間に算入されない。

第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。なお、学校設置者の欄の「都道府県からの事務委託等」については、都道府県から学校設置者への依頼により行うことも可能であり、必ず文書による事務委託が必要であるものではない。

	生徒	学校設置者		都道府県	国
		法令による義務的事務	都道府県からの事務委託等 (なお、都道府県の事務の一部の委託を可能とする根拠は省令で規定。)		
交付金の算定			在籍予定生徒数(低所得世帯見込み生徒数を含む。)の報告	在籍予定生徒数(低所得世帯見込み生徒数を含む。)の集計 ↓ 交付申請(年間) 変更申請(適宜)	交付決定(年間) ・支払集計(年4回) ↓ 払込(年4回)
就学支援金の支給	受給(法第61条)	在学受給(法第71条) (授業料債権の一部に充当)	在籍予定生徒数(低所得世帯見込み生徒数を含む。)の報告	交付金受取(年4回) 受給(法第71条)	
① 受給資格認定	受給資格認定申請書の記入(法第4条) ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類(課税証明書等)の提出(法第4条) ↓ 受給資格認定(不認定)通知の受取	受給資格認定申請書、確認用書類(課税証明書等)の経由(法第4条) ↓ 受給資格認定(不認定)の生徒への通知(省令)	受給資格認定申請書(在学中原則1回)の作成(プリントアウト)・配付(様式は省令で規定) ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類(課税証明書等)をとりまとめた上提出(申請者リストを作成・提出) ↓ 受給資格認定(不認定)通知(生徒一覧)の受取・個人単位に整理(個人配付用にプリントアウト。)	受給資格の認定(法第4条) ↓ 受給資格認定(不認定)通知の発出(省令)	
② 支給決定	就学支援金の支給(交付)申請(省令で定める受給資格認定申請書様式において学校設置者に委任) ↓ 就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の受取	就学支援金の支給(交付)申請(省令で定める受給資格認定申請書様式に基づき生徒より受任) ↓ 就学支援金の支給額決定(交付決定)の生徒への通知(省令)	就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の受取・個人単位に整理(個人配付用にプリントアウト。)*	就学支援金の支給(交付)決定 ↓ 就学支援金の支給額決定(交付決定)通知の発出(省令)	
③ 収入状況届出	収入状況届出書の記入 ↓ 収入状況届出書・確認用書類(課税証明書等)の提出	収入状況届出書・確認用書類(課税証明書等)の経由(省令)	収入状況届出書(毎年6~7月)の作成(プリントアウト)・配付(様式は省令で規定) ↓ 収入状況届出書・確認用書類(課税証明書等)のとりまとめ(申請者リストを作成・提出)	(所得制限基準に該当する場合) ↓ (正当な理由がなく収入状況届出書の提出がなされない場合)支払の一時差止め通知の発出	
④ 支払の一時差止め	支払の一時差止め通知の受取	支払の一時差止めの生徒への通知	支払の一時差止め通知の受取・個人単位に整理(個人配付用にプリントアウト)		
④ 受給資格消滅	(受給資格消滅時) 資格認定消滅通知の受取	資格認定消滅者一覧の作成・提出(省令) (注)「修業年限が3年未満の課程卒業生」「転退学者」のほか、「通算在学期間が36月未満で卒業する者」を対象。(36月の在学期間終了と同時に卒業する場合は一覧作成を要しない。) ↓ 資格認定消滅の生徒への通知(省令)	資格認定消滅通知の受取・個人単位に整理(個人配付用にプリントアウト。)	資格認定消滅者の確定 ↓ 資格認定消滅通知の発出(省令) (注)「修業年限が3年未満の課程卒業生」「転退学者」に対しては、支給実績証明機能を有した消滅通知を発行。	
④ (資格認定消滅通知紛失時)支給実績証明書の申請・受取(省令)				支給実績証明書の発行・配付(省令)	
⑤ 支給停止・再開	(休学等による支給停止時)支給停止・再開申請書の記入 ※再開時は原則、収入状況届出書等を添付(ただし、既に課税証明書等を提出している場合は添付不要) ↓ 支給停止・再開申請書の提出(法第81条) ↓ 支給停止・再開通知の受取	支給停止・再開申請書の経由(法第81条) ↓ 支給停止・再開の生徒への通知(省令)	支給停止・再開申請書の作成(プリントアウト)・配布(様式は省令で規定) ↓ 支給停止・再開決定(法第81条) ↓ 支給停止・再開通知の発出(省令)	関係書類の保管(電子媒体化を含む。)	

第3章 都道府県における事務

就学支援金の支給に関し、都道府県において行う事務の内容は以下のとおり。

なお、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者【都道府県立高等学校等の場合は学校（以下、別に記載がない限り、本章において同様とする。）】や外部団体等に委託することができる。

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務

(1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給されるため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

(2) 就学支援金交付金の交付申請

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式 35）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式 36）する。

(3) 就学支援金交付金の変更交付申請

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式 37）を提出する。文部科学大臣は、就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式 38）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

(4) 就学支援金交付金の支払

国は、（2）の交付決定額及び（3）の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

【旧制度と新制度（平成26年4月1日施行）の適用について】

- 新制度は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に適用される。原則として、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用される。ただし、平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、新制度が適用される。
- 高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。
※ 編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3日、1～2週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」していると認められるときは、旧制度の対象者とする。
- 新制度適用者に係る就学支援金の支給期間には、過去に高等学校等（国公立の別を問わない）に在学していた期間が算入される。